

交通事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

自転車に乗る時は…

ヘルメットを

かぶる



交通ルールを

まもる

改正道路交通法
**乗車用ヘルメット
着用努力義務**
令和5年4月1日施行

【生徒・保護者の皆様へ】
岐阜県では、自転車に乗る
すべての高校生の命を守るため
ヘルメット着用の必要性
を呼び掛けています。

ヘルメットで
頭部を守り

自分で自分の
命を守る！



令和6年中
高校生の自転車事故
(死者0人)
死傷者103人
のうち、

ヘルメット着用者は
17人(16.5%)

【事故の特徴】

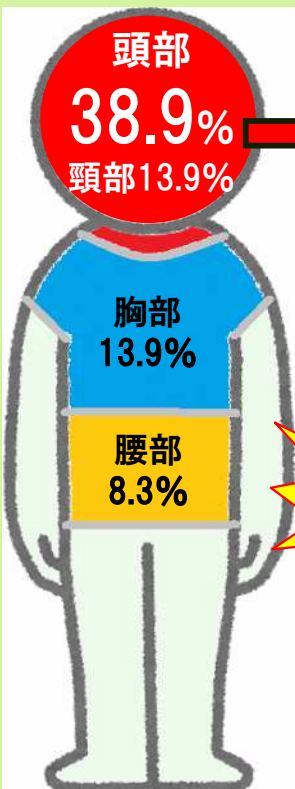
- 登下校時が約8割
- 信号の無い交差点での
出会い頭事故多発！
- 約97%に違反あり！
*一時停止違反などの
交差点関連違反が多い

データ提供：岐阜県警察

高校生活の
新常識！



自転車乗用中の死者のうち、
ヘルメット非着用者の人身損傷主部位
【過去5年間 (R2~R6) : 岐阜県内36人 (全年齢層)】



ヘルメットを
着用しないと

**致死率が
約1.8倍！**



・窒息・溺死等16.7%
・その他8.3%

データ提供：岐阜県警察

岐阜県自転車条例 令和4年4月1日施行

- 自転車損害賠償責任保険等への加入義務
- 乗車用ヘルメットの着用努力義務
- 自転車の定期的な点検・整備等

自転車の「ながら運転」は違法です！

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から自転車の運転に関する罰則が新たに定められました。



※自転車乗車時にはヘルメットの着用も忘れずに！

スマートフォンなどを手で持って、自転車に乗りながら通話したり、画面を注視したりする行為は禁止されています。※停止中の操作は対象外

・違反をすると…

6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

・交通の危険を生じさせた場合は…

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(※危険行為)を反復して行ったものは自転車運転者講習制度の対象となります。受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金となります。※危険行為とは信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切突入り、安全運転義務違反、通行区分違反などをいいます。

「ヘルメットを着用する」、「交通ルールを守る」

というあなたの決意が

あなたや周りの人の命を守ります。